

大阪市告示第228号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条の第1項の規定に基づき、道路と公園の効用を兼ねる施設の管理について、道路管理者と公園管理者の協議が成立し、協定を締結したので、同条第6項の規定に基づき、次のとおりその内容を公示する。

令和7年2月21日

大阪市長 横山英幸

1 目的

この協定は、市道西横堀西岸線と西横堀公園の効用を兼ねる施設（以下「兼用工作物」という。）について、道路法第20条の第1項の規定に基づき、管理の方法に関して必要な事項を定めることを目的とする。

2 兼用工作物の範囲

参考図のとおり

3 管理区分

兼用工作物の管理は道路管理者が行う。

4 管理瑕疵

兼用工作物の管理に関する瑕疵により生じた損害については、道路管理者が責任を負う。

5 その他

この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度両管理者が協議して定める。

（建設局企画部方面調整課）